

2013年10月18日

経済戦略局長 井上 雅之 様

大阪市従業員労働組合
市民生活支部
支部長 花房 嘉仁

2014年度 勤務労働条件に関する要求書

2013現業・公企統一闘争は、10月24日を山場、そして翌25日を統一基準日とし、現在全国で取り組みがおこなわれています。大阪市従業員労働組合は、「職の確立と市民との連携による、自治体の責任に基づく現場力を生かした質の高い公共サービスの確立」を目標に、13項目の個別要求課題を掲げ、闘争を推進しています。

支部はこれまで、この闘争と連動しながら、本部一人事室間では解決困難な問題を、支部一局独自課題として取り扱い、快適な職場環境づくりや組合員の不安・不満の解消に繋げてきました。

現在、大阪市では「市政改革プラン」を推進し、経営形態を変更する対象事業を所管している当該所属が府市統合本部の基本方向性（案）にもとづき、プロジェクトチーム会議等を設置するなど、経営形態の変更及び事務事業の見直しについて議論されており、それぞれの事業所ごとに方針（案）を策定しています。

私たちは市民福祉の増進と、地域の安全・安心の確立にむけた、行政の役割と責任を明確にし、計画性を持った事業運営をおこなっていくためにも、経費削減等のコスト論のみではなく、大阪市の未来を展望し、社会的格差の是正と市民の安全・安心を守る視点から、基礎自治体としての役割を果たす改革であるべきだと認識しています。また、市民が本当に暮らしやすい環境を提供するためには、労使合意にもとづく課題解決が重要であると考えます。

現在、組合員は業務で培ってきた知識・技能・経験を最大限発揮し、「働きがい・やりがい」を持って、「質の高い公共サービス」をおこなっています。今後も引き続き市民・住民へより一層充実した質の高い公共サービスを提供するためには、職場環境整備を図ることが重要であることから、私たちは、現場組合員の勤務労働条件や労働安全衛生および被服の課題について、下記の項目の申し入れをおこないます。

局として、市民・住民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するよう強く要請し、要求項目の実現にむけ、誠意を持って対応されるよう回答を求めます。

記

1. 自治・分権・参加を基本に、住民生活に欠かすことのできない業務については、直営を基本とし、「質の高い公共サービス」を提供するための必要な要員を確保すること。また、研修体制の充実を図り、業務の遂行にあたっての権限の付与や裁量権の拡大とともに、現業管理体制の充実・強化にとりくむこと。

2. 経営形態の変更及び事務事業の見直し等によって、組合員の勤務労働条件の変更が想定されるのであれば、勤務労働条件を早急に提示し、十分な労使協議をおこなうこと。
3. 欠員が生じる場合には、組合員の勤務労働条件について十分な労使協議をおこなうこと。また、欠員補充は、即補充を基本に完全補充すること。
4. 職員基本条例に基づく、分限処分はおこなわないこと。
5. 職員基本条例に基づく相対評価をおこなわないこと。また人事考課制度の実施にあたり、評価項目や着眼点については、より業務実態に応じたものとなるよう検証・改善をおこなうこと。
6. 育児・介護休暇等を取得しやすい環境整備を図るとともに、病気休職など長期にわたる欠員が発生する場合においても、必要な対応を図ること。
7. ワークライフバランスの実現に向け、業務運用の工夫や仕事に対する意識の改善、時間外労働の縮減等をおこない、組合員一人ひとりが働きがい・やりがいを実感できる職場環境改善をおこなうこと。
8. 公的年金支給開始年齢の引き上げに応じた雇用と年金の確実な接続をおこなうこと。また、再任用制度の活用については、十分な交渉・協議と合意にもとづいておこなうこと。
9. 安全衛生管理体制の拡充に向け、安全衛生委員による定期的かつ多角的な視点で職場巡視をおこなうこと。また、労働安全衛生委員会や職能分科会、専門部会を定期的に開催し、安全衛生対策の充実・強化と活性化を図ること。
10. 公務災害防止のため、職種ごとの「安全管理マニュアル」の作成および拡充をおこなうこと。
11. 自然災害対策について、地震や津波、大雨による河川の氾濫や土砂災害などが想定され、地域特性や職場環境に応じた各種災害マニュアルを作成し、現場段階での周知・徹底を図ること。
12. 心の健康問題については、「心の健康づくり計画」にもとづき、今まで以上に積極的・計画的なとりくみをおこない、現業管理体制による支援・相談体制の充実と活用を図りながら、職場環境の改善をおこなうこと。
13. 労使関係については、法令を遵守し、「労使対等の原則」「相互不介入の原則」「労使自治の原則」「相互理解の原則」等にもとづくこと。

以 上